

別記様式第1号(第四関係)

やまがた き ち く か つ せ い か け い か く  
**山形7期地区活性化計画**

重要な変更

山形県

平成27年2月  
平成28年2月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	山形7期地区			地区名	真室川北部地区、谷口沢地区、成田地区、草岡地区、月光川地区、杉沢前田地区、当山・畠地区、玉野地区、及位地区、萩野地区、温海地区	計画期間	平成27年度 31 ～平成30年度
都道府県名	山形県	市町村名	真室川町、長井市、遊佐町、尾花沢市、白鷹町、鶴岡市				

### 目標 :

本計画は「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」における基本方針に基づき、①食料供給県「やまがた」の確立・強化、②暮らし続けたい農山漁村の創造、③「やまがた」らしい地域づくりの推進を図り、農業の持続的な発展と農村の活性化に寄与し、農業従事者の定住や都市との地域間交流の促進に貢献するものである。

目標としては、活性化区域内で新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、その手段としては以下の事業を活用する。

①農業従事者の定住促進に資する267.1haの農地整備事業の事業化推進に向け、地形図作成及び農用地等集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの期間を2年以内とする。

②農業従事者の定住促進に資する農業用排水施設等の整備・保全を行い、施設機能の条件整備により、1,694haの農地面積の機能確保を図る。

③集落拠点強化施設・農林水産物処理加工施設・地域連携販売力強化施設の整備の事業展開により、交流人口の増加(平成26年の入り込み者数 630千人を平成31年までに 642千人)を目標にする。また、地域の特色を生かした品目拡大等により、地域生産物の販売量の増加(10a当たりの平成26年の販売量 0tに対して、平成31年までに30t)を目標とする

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

山形県は、本州東北地方の南西部に位置し、蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれている。南から連なる米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を縦断して最上川が流れ、西に面する日本海へと注いでいる。内陸部は、夏は最高気温40.8°Cの記録を有し、冬は雪に覆われる盆地型気候である。日本海に面する沿岸部は、海洋性気候で冬季には北西の季節風が強い。本県の耕地面積は12万2千haで県土面積の13.1%を占めている。また、豊かな自然・水・土地に恵まれ、先人から受け継がれた高い技術により、おいしい農林水産物を产出・供給する全国有数の農業県である。

**【真室川北部地区】**本地区は、真室川町の最北部、秋田県との県境に位置し、地区の一部を国道13号線が通過する117.1haの水田地帯である。農地は1級河川真室川に沿って細長い形で点在し、周囲を急峻な森林に囲まれた中山間地である。水稻が中心ではあるが、小規模農家のほとんどが大豆・牧草などの作付を委託して行っている状況にある。

**【谷口沢地区】**本地区は、真室川町大字川ノ内字大石川山地内に位置する谷口沢ため池を主水源とする概ね6haの水田地帯である。農地は大石川沿いに点在し、水稻と畜産の複合経営が行われており、小規模農家が貴重な水源を保全しつつ、中山間地帯の農地維持を図り、耕作放棄地の発生防止に努め、持続的な農業の展開を図っている。

**【成田地区】**本地区は、山形県の西南部ある長井市の中央部に位置し、一級河川最上川の左岸に展開する水田地帯であり、地区の東部を山形鉄道フラワー長井線が走る。水田を中心に大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

**【草岡地区】**本地区は、山形県の西南部ある長井市の西部に位置し、一級河川最上川の左岸に展開する水田地帯であり、地区の西部を主要地方道長井白鷹線が通っている。水田を中心に大豆等の土地利用型作物の栽培を行っている。

**【月光川地区】**本地区は遊佐町の北部月光川土地改良区管内の水田1千700ha余は、鳥海山を源とする2級河川月光川及びその支流を水源とし、その清流に育まれた銘柄米、遊佐「遊・YOU・米」は、都市圏の生活共同組合に提供され、徹底した低農薬栽培から食味、安全性ともに高い評価を得ている。

**【杉沢前田地区】**本地区は、遊佐町の東部に位置し、二級河川月光川の支流、庄内熊野川に隣接した水田地帯である。地区内の農業は開畑による樹園地が広がる中、中山間地帯での水稻栽培を行い、農業生産による農地維持を図り、耕作放棄地の発生防止に努め、持続的な農業の展開を図っている。

**【当山・畠地区】**本地区は、遊佐町の北東部に位置し、庄内高瀬川右岸の県営ほ場整備が完了した「高瀬川地区」「たら林地区」に隣接した水田地帯である。地区内の農業は開畑による樹園地が広がる中、中山間地帯での水稻栽培を行い、農業生産による農地維持を図り、耕作放棄地の発生防止に努め、持続的な農業の展開を図っている。

**【尾花沢市玉野地区】**本地区は、尾花沢市の東部に位置し、丹生川の左岸に展開する512.9haの水田地帯である。地区の中央を国道347号線と尾花沢関山線が走っており、尾花沢関山線の先に銀山温泉がある。地区的農業は畜産・水稻を中心とし、転作作物は特産のスイカが多く占める。

**【真室川町及位地区】**本地区は、真室川町の北部に位置する153.1haの中山間地である。地区は東側から及位、大滝、釜淵地区の3団地に分かれており、主要地方道真室川鮎川線に面しており、一級河川真室川もこの地区に沿って流れている。地区的農業は、小規模農家のほとんどが大豆・牧草などの作付を委託して行っている状況にある。

**【白鷹町萩野地区】**本地区は、白鷹町の北部に位置する37.5haの中山間地域の水田地帯である。地区の中央を主用地方道山形・白鷹線が走り、河川は蒔沢川と萩野川が流れている。地区的整備は平成25年度から「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 萩野地区」で区画整理、暗渠排水工が実施されている。地区的農業は水稻を中心とし、大豆・えだまめ・こんにゃくも、アスパラガス等の作付が多い。

**【鶴岡市温海地区】**本地区は、鶴岡市西部の海岸線の近くに位置する34.4haの中山間地である。地区は県道温海川木野俣大井川線が通り、河川は二級河川小国川が流れている。農業は林業を主とし、焼畑を利用したかぶが特産として知られている。

## 現状と課題

本県における農業の現状は、農家数、農業就業人口ともに年々減少傾向にあり、年齢階層別に見ても65歳以上の高齢者が全体の57%を占めるなど高齢化の傾向が顕著になっている。一方、経営耕地面積5ha以上の大規模農家の割合は増加しており、また、県内の新規就農者数は平成22年以降、毎年200人を超える增加傾向にある。この新規就農者の内訳の大部分は35歳以下の若年層であり、近年はUターン就農者や農外からの新規参入も増えている。このほか、中核的な担い手である認定農業者は平成22年以降微減であるが、農業生産法人は緩やかに増加している。なお、これら認定農業者等(担い手)への農地の利用集積面積割合は平成22年度まで増加し、その後60%以上を維持している。

耕地面積は、近年緩やかな減少傾向にあるが、一方で耕作放棄面積は増加の傾向にある。特に、生産条件が不利な中山間地域において耕作放棄率が高くなっている。耕作放棄地は害虫の発生源になるなど、農作物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。

**【真室川北部地区】**本地区の人口は減少(H17⇒H22 ▲12.5%)し、また、農業就業人口も減少(H17⇒H22 ▲35.6%)している。これまでも、水稻を中心としながら、畜産振興を図るため、飼料用作物の導入や飼料用米(ソフトグレインサイレージ、ホールクロップサイレージ)を作付するなど、耕畜連携による農業振興施策を積極的に推進してきた。また、転作作物の大豆については、生産・集出荷を農事組合法人が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により営農に支障をきたしている。

**【谷口沢地区】**地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲4.0%)し、また、農業就業人口も減少(H17⇒H22 ▲11.1%)している。貯水量6万トンの谷口沢ため池は本地域の農業の貴重な主水源であり、造成後相当年が経過し老朽化が進んでいるほか、下流水路は断面が狭小な素掘り水路であり、豪雨時の山地排水の流入による溢水被害や水路崩壊など、安定した農業用水の確保や施設の維持管理に多大な労力を要している。また、農業従事者の減少や高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念され、効率的かつ持続的な営農が難しい状況にある。

**【成田地区】**地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲3.2%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲43.0%)している。30aの一次整備が既になされているが地区内水路は、造成後40年が経過し老朽化が進み、安定した農業用水の確保や施設の維持管理に多大な労力を要している。担い手農家を中心にして、水田営農ビジョンの実現に向けた取り組みが進められているが、担い手農家の耕作地が著しく分散しているなど、効率的な営農が難しい状況にある。

**【草岡地区】**地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲10.8%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲20.6%)している。20a～30aの一次整備が既になされているが地区内水路は、造成後40年が経過し老朽化が進み、安定した農業用水の確保や施設の維持管理に多大な労力を要している。担い手農家を中心にして、水田営農ビジョンの実現に向けた取り組みが進められているが、担い手農家の耕作地が著しく分散しているなど、効率的な営農が難しい状況にある。

**【月光川地区】**地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲8.3%)し、また、農業就業人口も減少(H17⇒H22 ▲15.0%)している。これまでに、県営かんがい排水事業やほ場整備事業により低コスト大区画など、生産性が高い水稻栽培や飼料用米の生産を行っている。地区内の農業用排水施設は整備から30年近くが経過し、幹線・支線用水路の附帯施設の老朽化が著しく、腐食や破損など施設機能の障害が生じている。

**【杉沢前田地区】**地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲14.1%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲22.2%)している。担い手農家を中心にして、水田営農ビジョンの実現に向けた取組が進められているが、未整備な農地や担い手農家の耕作地が著しく分散していることで、効率的な営農が難しく、用排水施設の維持管理にも多大な労力を要している状況にある。

**【当山・畠地区】**地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲9.7%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲18.2%)している。担い手農家を中心にして、水田営農ビジョンの実現に向けた取組が進められているが、未整備な農地や担い手農家の耕作地が著しく分散していることで、効率的な営農が難しく、用排水施設の維持管理にも多大な労力を要している状況にある。

**【尾花沢市玉野地区】**本地区の人口は減少(H17⇒H22 ▲9.1%)し、また、農業就業人口も減少(H17⇒H22 ▲14.0%)している。畜産やスイカの振興を図ってきたが、さらなる地域の活性化のため、地域の農業・商業・銀山温泉が連携し、国道347号線の通年開通を視野に地区内での地元農産物を活用した料理の提供、土産品の加工・販売、等観光と連携した地域活性化が望まれている。

**【真室川町及位地区】**地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲14.3%)し、農業従事者数はやや増加(H17⇒H22 20.9%)している。これまでも、水稻を中心としながら、畜産振興を図るため、飼料用作物の導入や飼料用米の作付けなど、耕畜連携による農業振興施策を積極的に推進してきた。また、転作はほとんど大豆だが、生産・集出荷を担う農事組合法人の高齢化や生産基盤不良等の問題が出てきている。

**【白鷹町萩野地区】** 地区内の人口は減少(H17→H22 ▲11.5%)し、また、農業従事者数も減少(H17→H22 ▲46.5%)している。地区は未整備で、不整形区画や耕作地の分散、田越しのほ場もみられるなどのほ場条件に加え、耕作者の高齢化により、近い将来農地の維持が困難になり、耕作放棄地となりうる恐れがある。

**【鶴岡市温海地区】** 地区内の人口はやや増加(H17→H22 2.0%)し、また、農業従事者数もやや増加(H17→H22 10.0%)している。農業従事者数はH22年で25人と少なく、高齢化が進んでいる。農地は傾斜地が多く、維持管理に多大な労力を要している。このため、効率的な営農が難しい状況にあり、耕作放棄地となりうる状況にある。

## 今後の展開方向等

「山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)」に基づく、(1)流通・消費者ニーズに応える仕組みづくり、(2)農林水産業を支える基盤の確立・強化、(3)活力ある農山漁村の再生 の基本目標を具現化するため、「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき、事業の受益者や行政、関係機関及び地域住民が、「いのち」を育む農業の果たす役割を認識し、また暮らしを支え合うための農山漁村のあるべき姿を意識し、それぞれが連携しながら役割を果たしていく。

**【真室川北部地区】** 早急な基盤条件の整備による効率的な用水管理や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【谷口沢地区】** 早急な農業水利施設の条件整備による維持管理負担の軽減や効率的な用水確保による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【成田地区】** 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【草岡地区】** 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【月光川地区】** 早急な幹線・支線用水路の改修や更新など、施設基盤条件の計画的な整備による効率的な用水管理や機械作業の効率化による労働力の節減など、受益面積1,688haの農地集積や集落営農の更なる推進が図られ、農業後継者の確保、地域農業の持続的な推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【杉沢前田地区】** 受益面積44.0haの早急な基盤条件の整備により、機械作業の効率化による労働力の節減や生産コストの低減を図り、作物の安定生産を促進するとともに、地下かんがいによる農地の汎用化を図ることで耕地の利用率向上と将来の世代交代時における担い手への農地集積を促進するなど地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【当山・畠地区】** 受益面積106.0haの早急な基盤条件の整備により、機械作業の効率化による労働力の節減や生産コストの低減を図り、作物の安定生産を促進するとともに、地下かんがいによる農地の汎用化を図ることで耕地の利用率向上と将来の世代交代時における担い手への農地集積を促進するなど地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【尾花沢市玉野地区】** 地区の農業生産法人が、空家を再生利用し農家レストランや直売所等を整備するとともに、これらで利用する生産物を周年栽培するための加温施設を設置することにより、地元の特産物の振興を図り、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【真室川町及位地区】** 地区の製材業者が廃校を利用した植物工場を整備し、さらにバイオエネルギーを利用して周年栽培を実施することにより、雇用を拡大確保し、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【白鷹町萩野地区】** 地区の未整備ほ場を農地整備事業により区画整理等を実施し、効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減などを進め農地の集積や集落営農の推進を図るとともに、ワインメーカーとの契約栽培による経営の安定化のため、ワイン用ぶどう棚及び加工施設を整備し、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

**【鶴岡市温海地区】** 地区の農業生産法人が、耕作放棄地解消対策のため栽培した地域特産のかぶ「温海かぶ」を利用した農家レストランを整備することにより、地場産品の生産振興と農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
真室川町	真室川北部	基盤整備(地形図作成)	真室川町	有	イ	H27
真室川町	真室川北部	基盤整備(農用地等集団化)	真室川町	有	イ	H28
真室川町	谷口沢	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	真室川町	有	ニ	H27—H28 H27
長井市	成田	基盤整備(地形図作成)	野川土地改良区	有	イ	H27
長井市	成田	基盤整備(農用地等集団化)	野川土地改良区	有	イ	H27
長井市	草岡	基盤整備(地形図作成)	野川土地改良区	有	イ	H27
長井市	草岡	基盤整備(農用地等集団化)	野川土地改良区	有	イ	H28
遊佐町	月光川	基盤整備(農業用排水施設)	月光川土地改良区	有	イ	H27—H28
遊佐町	杉沢前田	基盤整備(地形図作成)	月光川土地改良区	有	イ	H28
遊佐町	杉沢前田	基盤整備(農用地等集団化)	月光川土地改良区	有	イ	H29
遊佐町	当山・畠	基盤整備(地形図作成)	月光川土地改良区	有	イ	H29
尾花沢市	玉野	地域連携販売力強化施設	尾花沢市	有	イ	H27—H28
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ
尾花沢市	玉野	地域連携販売力強化施設	尾花沢市	有	イ	H28—H29
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ
真室川町	及位	新規作物導入支援施設	真室川町	有	イ	H27—H28
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ
真室川町	及位	新規作物導入支援施設	真室川町	有	イ	H28—H29
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ
白鷹町	萩野	農林水産物処理加工施設	白鷹町	有	イ	H27—H28
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ
白鷹町	萩野	農林水産物処理加工施設	白鷹町	有	イ	H28—H29
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ
鶴岡市	温海	地域連携販売力強化施設	鶴岡市	有	イ	H27—H28
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ
鶴岡市	温海	地域連携販売力強化施設	鶴岡市	有	イ	H28—H29
—	—	—	—	—	—	— ※事業取り下げ

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
尾花沢市、真室川町、白鷹町、鶴岡市 —	玉野、及位、萩野、温海 —	山形県農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業 —	尾花沢市、真室川町、白鷹町、鶴岡市 —	無 —	
真室川町 —	及位 —	山形県戦略的園芸産地拡大支援事業 —	真室川町 —	無 —	
白鷹町 —	萩野 —	耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業 —	山形県 —	無 —	
白鷹町 —	萩野 —	耕作放棄地再利用緊急対策事業 —	白鷹町 —	無 —	萩野地区は、農業経営基盤強化促進基本方針に基づく県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(H23～)を実施している。
白鷹町 —	萩野 —	耕作放棄地再利用推進事業 —	白鷹町 —	無 —	—
鶴岡市 —	温海 —	耕作放棄地再利用緊急対策事業 —	鶴岡市 —	無 —	温海地区は、農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、地区的耕地の再生利用を担う組織である「株式会社あづみ農地保全組合」が今年度発足し、次年度以降耕作放棄地の再生利用のため、再利用緊急対策事業を推進する。

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
尾花沢市 —	玉野 —	都市と農村の交流事業 —	尾花沢市・地域活性化委員会 —	
白鷹町 —	萩野 —	醸造用ブドウ園実験事業 —	萩野地区 —	
鶴岡市 —	温海 —	都市と農村の交流事業 —	鶴岡市・地域づくり団体 —	

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

本県の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る活性化計画の推進に当たっては、関係市町村等が策定した活性化計画に基づく事業等を支援するものであり、関係市町村並びに実施主体との連携を強化し、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図っていく。
・国道347号の通年通行に向けた宮城県加美町との観光と農業の連携促進と6次産業化の推進。(尾花沢市玉野地区)
・製材の材料産地である秋田県との交流事業。(真室川町及位)
・山梨県や新潟県の醸造用ブドウ産地との栽培技術及び販売連携(白鷹町萩野)
・ユネスコ「創造都市ネットワーク」への加盟に係る加盟都市との交流事業。(鶴岡市温海)

### 3 活性化計画の区域

(5) 山形7期地区(真室川町ほか2市町)	区域面積 (3,105)	(9,540.8) 8,802 ha (9,540.8)
本計画における活性化区域面積は、地区の受益面積を合計した2,367 haを含む、集落単位を基本とした8,802haを設定している。		

#### 区域設定の考え方

##### ①法第3条第1号関係:

(9,540.8) 活性化区域面積8,802haのうち、農用地及び林地の面積は7,782haであり、88.4%を占めている。

(8,381.6) (87.9)  
(718) (20.7)  
近年、区域においては、農業就業人口の減少(平成17年から平成22年までに658人、22.9%の減少)は進んでいるものの、受益地は農業振興地域内であり、土地利用状況として、水稻や畑作物、園芸作物の生産を行うなど、農作物の栽培を目的とした耕地であり、現在も優良な農用地として活用され、農業が重要な産業として位置づけられる農業従事者の重要な地域である。

##### ②法第3条第2号関係:

県内では農家数と農業就業人口の減少や高齢化、更には耕地面積の減少と耕作放棄地の増加など、農産物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。

(718) (20.7)  
(1,905) (8.5)  
本区域においても、農業就業人口の減少(平成17年から平成22年までに 658人、22.9%の減少)や定住人口の減少(平成17年から平成22年までに 1,394人、8.1%の減少)が進行している。

その中で、持続的な農業経営の安定や農地利用集積のほか、畑作物、園芸作物等による所得向上を目指す農業従事者を支援するためにも、農業生産基盤の条件整備は必要不可欠である。

本計画における活性化区域において、やる気のある農業従事者の定住維持や促進を図るため、これらの条件整備を行うことは、受益地を含む集落や地域の活性化にとって有効かつ適切である。

##### ③法第3条第3号関係:

本計画における活性化区域には、市街地を形成している区域及び都市計画法の用途地域を含まない。また、活性化区域内の事業実施区域はいずれも農振農用地区域に指定された優良な農用地である。

## 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別	
			該当なし									

### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物							
工作物	該当なし						
計							

### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし
------

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画の目標は、活性化区域内での新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることである。

このため、事業(H27-29)完了後及び計画が終了(H31)する時点において、目標達成の手段として活用する下記事業により機能確保が図られた面積等を把握し、結果として、本区域内の人口を整理(H27国勢調査等)し、事業実施後の人口減少率を算定し、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、目標の達成状況に関する評価を行うこととする。

①農業従事者の定住促進に資する 267.1haの農地整備事業の事業化推進に向け、地形図作成及び農用地等集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着手するまでの期間を2年以内とする。

②農業従事者の定住促進に資する農業用用排水施設等の整備・保全を行い、施設機能の条件整備により、1,694haの農地面積の機能確保を図る。

③集落拠点強化施設・農林水産物処理加工施設・地域連携販売力強化施設の整備の事業展開により、交流人口の増加(平成26年の入り込み者数 630千人を平成31年までに 642千人)を目標にする。また、地域の特色を生かした品目拡大等により、地域生産物の販売量の増加(10a当たりの平成26年の販売量 0tに対して、平成31年までに30t)を目標とする

### ① 計画期間内に区画整理事業等が着手される地区

地区名	事業メニュー名	受益面積	H27	H28	H29	H30	H31	備考
真室川北部	地形図作成	117.1ha	○					目標とする区画整理事業の着手年度: H30
	農用地等集団化			○				
成田	地形図作成	186.0ha	○					目標とする区画整理事業の着手年度: H31
	農用地等集団化		○					
草岡	地形図作成	220.0ha	○					目標とする区画整理事業の着手年度: H31
	農用地等集団化			○				
杉沢前田	地形図作成	44.0ha		○				目標とする区画整理事業の着手年度: H31
	農用地等集団化				○			
当山・畠	地形図作成	106.0ha			○			
計		673.1ha						

### ② 定住等の促進に資する農業用用排水施設の機能が確保される地区

地区名	事業メニュー名	受益面積	H27	H28	H29	H30	H31	備考
谷口沢	小規模農林地等保全整備	6.0ha	○	⊖ —				
月光川	農業用用排水施設	1,688.0ha	(一) ○	○				
計		1,694.0ha						

③ 交流人口の増加や地域生産物の販売量の増加に資する施設が整備される地区

地区名	事業メニュー名	受益面積	H27	H28	H29	H30	H31	備 考
玉野 —	地域連携販売力強化施設 —	512.9ha —	○ —	○ —	○ —			事業取り下げ
及位 —	新規作物導入支援施設 —	153.1ha —	○ —	○ —	○ —			事業取り下げ
萩野 —	農林水産物処理加工施設 —	37.5ha —	○ —	○ —	○ —			事業取り下げ
温海 —	地域連携販売力強化施設 —	34.4ha —	○ —	○ —	○ —			事業取り下げ
計		737.9ha —						

※ ○印は計画地区の事業実施期間であり、事業の完了時点により受益地内に効果が発現されるが、事業完了3年後のH31時点で目標の達成状況の把握と評価を行う。

参考様式1

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

平成28年2月 重要な変更

計画主体名	計画期間
やまがたけん 山形県	31 平成27年度～平成30年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
山形県農林水産部農村計画課	023-630-2495	023-630-2509	<a href="mailto:ynokei@pref.yamagata.jp">ynokei@pref.yamagata.jp</a>

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
定住等の促進に資する 基盤整備の円滑化 【基盤整備(地形図作成・農用地等集団化)】	2 年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年) = 2年
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
【真室川北部】計画目標面積 117.1ha ○事業実施 (H27-H28) ○基盤整備事業の採択・着手目標 (H30目標)		
【成田】計画目標面積 186.0ha ○事業実施 (H27) ○基盤整備事業の採択・着手目標 (H29目標)		
【草岡】計画目標面積 220.0ha ○事業実施 (H27-H28) ○基盤整備事業の採択・着手目標 (H30目標)		
【杉沢前田】計画目標面積 44.0ha ○事業実施 (H28-H29) ○基盤整備事業の採択・着手目標 (H30目標)		
【当山・畠】計画目標面積 106.0ha ○事業実施 (H29) ○基盤整備事業の採択・着手目標 (H31目標)		
<p>本地域の農業は、水稻を中心とした農業生産により農地の維持を図り、作放棄地の発生防止に努めている。近年の農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。</p> <p>このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地等集団化として換地設計基準等を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図るものである。</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査と工事着工後における換地計画の樹立、換地処分を円滑に推進するための啓発活動や合意形成を行う必要があることから、計画期間内に基盤整備の着工を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの年数を目標と設定した。</p>		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
定住等の促進に資する 農業用用排水施設等の機能の確保 【小規模農林地等保全整備】	1,694 ha	計画区域における農業用用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用用排水施設等の整備・保全により条件 整備され、機能が確保された農地の面積(ha) = 1,694 (ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
【谷口沢】計画目標面積 6.0ha (H27-H28) ○事業実施 (H27)		
【月光川地区】計画目標面積 1,688.0ha ○事業実施 (H27-H28)		

本地域は、地区内の農業用排水施設は整備から30年近くが経過し、幹線・支線用水路の附帯施設の老朽化が著しく、腐食や破損など施設機能の障害が著しい。また、主水源である地域内の唯一のため池は造成後相当年が経過し、老朽化が進んでいるほか、下流水路の断面は狭小な素掘り水路であり、豪雨時の山地排水の流入による溢水被害や水路崩壊など、施設の維持管理に多大な労力を要し、農業従事者の離農や高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念され、安定した農業用水の確保や持続的な営農が難しい状況となっている。

このため、本事業実施により、用排水施設整備を行い、効率的な用水確保による労働力の節減と維持管理負担の軽減を図ることにより、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出		
		計画区域における交流人口の増加(千人)	計画期間内の計画区域外からの入込客数(千人)(目標)	計画期間前の計画区域外からの入込客数(千人)(現状)
交流人口の増加	13千人	—	—	—
事業活用活性化計画目標の設定根拠	—	—	—	—

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
交流人口	527	515	631	631	630	630	630	630	635	643
	玉野地区	280	234	298	309	308	308	308	309	311
	温海地区	248	281	333	322	322	322	322	326	332

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出		
		算出式	算出結果	備考
地域産物の販売量の増加	30t	$t = \frac{30t}{\text{計画期間内の地域産の農林水産物の販売量}} - \text{計画期間前の農林水産物の販売量}$	—	—
事業活用活性化計画目標の設定根拠	—	—	—	—

## II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全 体 事業費 (千円)	交付金 要望額 (千円)	交付額算 定交付率	交 付 限額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性
地形図作成	真室川北部	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=117.1ha	H27	真室川町	5,000	2,750	55%	2,750	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地集団化として換地設計基準等を作成し、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図る。
農用地等集団化	真室川北部	経営体育成促進換地等調整(地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=117.1ha	H28	真室川町	4,000	2,200	55%	2,200	
小規模農林地等保全整備	谷口沢	農業用用排水施設の整備 ・用排水路の装工 ・水路付帯施設の整備	受益面積 A=6.0ha 用排水路 (600×600)	H27～H28 H27	真室川町	11,000	6,050	55%	6,050	小規模農林地等保全整備により、ため池下流の用排水施設整備を行い、効率的な用水確保による労働力の節減と維持管理負担の軽減を図ることにより、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
地形図作成	成田	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=186.0ha	H27	長井市	6,400	3,520	55%	3,520	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地集団化として換地設計基準等を作成し、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図る。
農用地等集団化	成田	経営体育成促進換地等調整(地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=186.0ha	H27	長井市	6,600	3,630	55%	3,630	
地形図作成	草岡	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=220.0ha	H27	長井市	7,500	4,125	55%	4,125	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地集団化として換地設計基準等を作成し、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図る。
農用地等集団化	草岡	経営体育成促進換地等調整(地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=220.0ha	H28	長井市	7,800	4,290	55%	4,290	
基盤整備 (農業用用排水施設)	月光川	農業用用排水施設の更新整備 ・幹線・支線用水路の空気弁制水弁の更新整備 ・点検口、弁保護管等の水路付帯施設の整備	受益面積 A=1,688.0ha 幹線・支線用水路の附帯施設 N=1.0式	H28 H27-H28	月光川 土地改良区	34,900	19,195	55%	19,195	基盤整備(用排水施設整備事業)による幹線・支線用水路の早急な改修と更新など、施設の計画的な整備による効率的な用水管理や機械作業の効率化による労働力の節減など、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
基盤整備 (地形図作成)	杉沢前田	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=44.0ha	H28	月光川 土地改良区	3,700	2,035	55%	2,035	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地集団化として換地設計基準等を作成し、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図る。
基盤整備 (農用地等集団化)	杉沢前田	経営体育成促進換地等調整(地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=44.0ha	H29	月光川 土地改良区	2,400	1,320	55%	1,320	
基盤整備 (地形図作成)	当山・畠	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=106.0ha	H29	月光川 土地改良区	5,900	3,245	55%	3,245	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地集団化として換地設計基準等を作成し、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図る。
地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	玉野地区	実施設計 ・直売、食材提供施設向けの農産物や加工品の販路拡大を目指す企画・調査・調整等	実施設計1式 ・地域産物のマーケティング活動	H27～28	尾花沢市	(10,000)	(5,000)	(50%)	(5,000)	地区的農業生産法人が、空家を再生利用し農家レストランや直売所等を整備するとともに、これらで利用する生産物を周年栽培するための加温施設を設置することにより、地元の特産物の振興を図り、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	玉野地区	地区的農業生産法人が空家を利用し、農家レストラン・直売所等を整備するとともに、これらで利用する生産物を周年栽培するための加温施設	直売施設 ・地域特産物提供施設 ・付帯設備	H28～29	尾花沢市	(60,000)	(30,000)	(50%)	(30,000)	- ※事業取り下げ

生産機械施設 (新規作物導入支援施設) -	及位地区 -	・実施設計 ・野菜工場で生産する農産物の販路拡大を目指す企画・調査・調整等 -	・実施設計1式 ・高付加価値化のためのマーケティング活動 -	H27～28 -	真室川町 -	(10,000) -	(5,000) -	(50%) -	(5,000) -	地区的製材業者が廃校を利用した植物工場を整備し、さらにバイオエネルギーを利用して周年栽培を実施することにより、雇用を拡大確保し、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
生産機械施設 (新規作物導入支援施設) -	及位地区 -	地区の製材業者が廃校を利用した植物工場を整備し、バイオマスエネルギーを利用して周年での生産活動を実施する。	・植物工場 ・集出荷施設 ・バイオマスボイラー施設 -	H28～29 -	真室川町 -	(40,000) -	(20,000) -	(50%) -	(20,000) -	- ※事業取り下げ
処理加工・集出荷貯蔵施設 (農林水産物処理加工施設) -	萩野地区 -	・実施設計 ・地区的気象条件を生かせるワイン用ブドウ品種の選定等の産地化の企画・調査・調整等 -	・実施設計1式 ・地域産物のマーケティング活動 -	H27～28 -	白鷹町 -	(10,000) -	(5,000) -	(50%) -	(5,000) -	地区的未整備ほ場を農地整備事業により区画整理等を実施し、効率的な用水確保や機械操作業の効率化による労働力の節減などを進め農地の集積や集落営農の推進を図るとともに、ワインメーカーとの契約栽培による経営の安定化のため、ワイン用ぶどう棚及び加工施設を整備し、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
処理加工・集出荷貯蔵施設 (農林水産物処理加工施設) -	萩野地区 -	地区的農業生産法人が国内ワインメーカーと契約栽培し、産地化を図るために栽培施設や加工施設を整備する。	・栽培棚の整備 ・加工施設 -	H28～29 -	白鷹町 -	(50,000) -	(25,000) -	(50%) -	(25,000) -	- ※事業取り下げ
地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設) -	温海地区 -	・実施設計 ・直売、食材提供施設向けの農産物や加工品の販路拡大を目指す企画・調査・調整等 -	・実施設計1式 ・地域産物のマーケティング活動 -	H27～28 -	鶴岡市 -	(10,000) -	(5,000) -	(50%) -	(5,000) -	地区的農業生産法人が、耕作放棄地解消対策のため耕作した地域特産のかぶ「温海かぶ」を利用した農家レストランを整備することにより、地場産品の生産振興と農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設) -	温海地区 -	地区的農業生産法人が耕作放棄地解消対策として導入した作物や特産物を利用した農家レストランを整備する。	・地域特産物提供施設 ・付帯設備 -	H28～29 -	鶴岡市 -	(50,000) -	(25,000) -	(50%) -	(25,000) -	- ※事業取り下げ
計						(335,200) 95,200	(172,360) 52,360		(172,360) 52,360	

## 【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一體的に行う必要性について併せて記載すること。
- ・事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・実施期間は、原則として3年以内とすること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

### III 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
生産製造連携事業計画に関する施策	新規作物導入支援施設	及位地区	地区的製材業者が廃校を利用した植物工場を整備し、さらにバイオエネルギーを利用して周年栽培を実施することにより、雇用を拡大確保し、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
耕作放棄地解消対策の推進に関する施策	農林水産物処理加工施設	萩野地区	地区的未整備圃場(耕作放棄地)を農地整備事業により区画整理等を実施し、効率的な用水確保や機操作業の効率化による労働力の節減などを進め農地の集積や集落営農の推進を図るとともに、ワイナリーとの契約栽培による経営の安定化のため、ワイン用ぶどう棚及び加工施設を整備し、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。
	地域連携販売力強化施設	温海地区	地区的農業生産法人が、耕作放棄地解消対策のため栽培した地域特産のかぶ「温海かぶ」を利用した農家レストランを整備することにより、地場産品の生産振興と農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【記入要領】 ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。

②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。

③事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。

④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

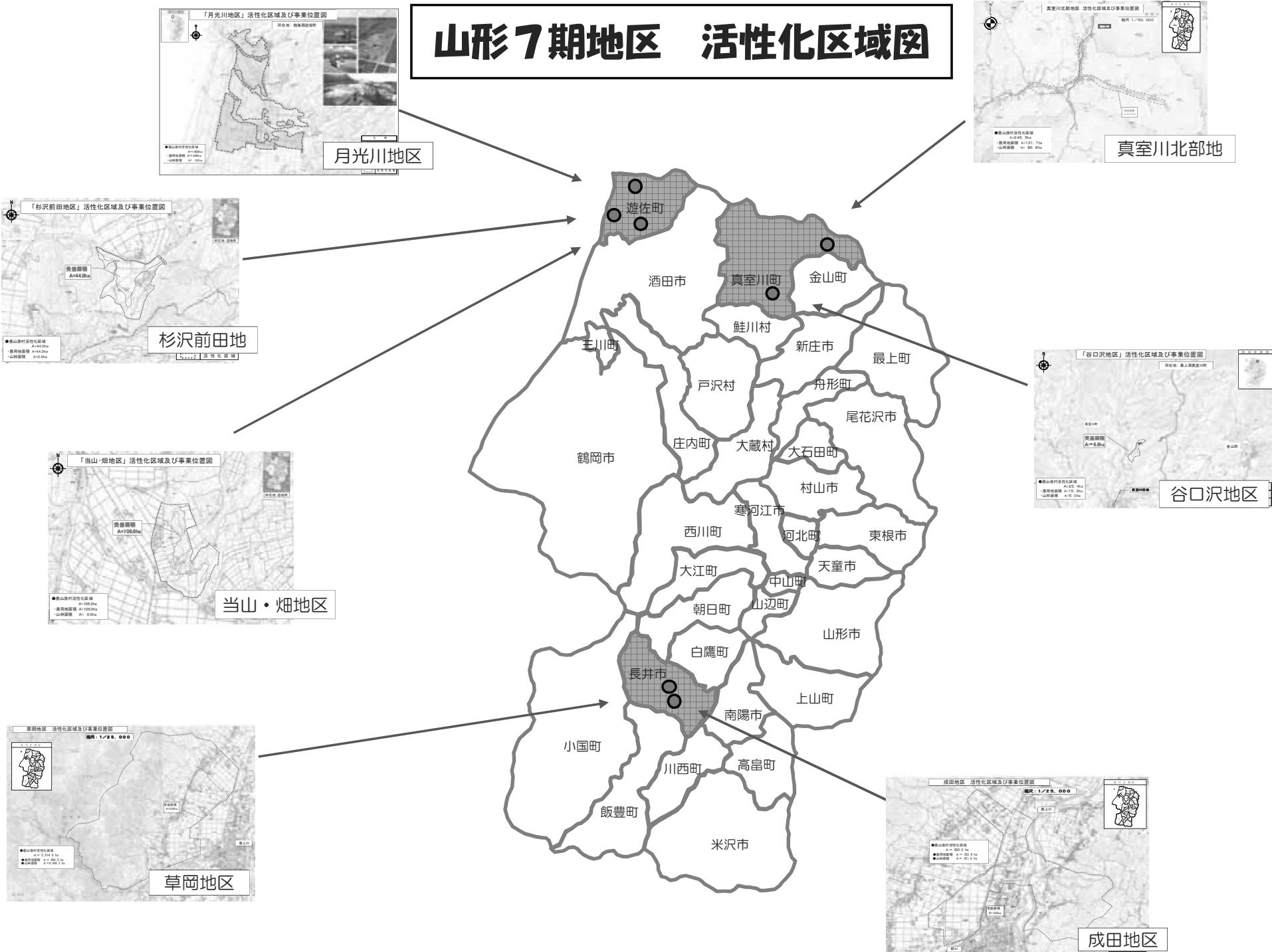
⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

#### IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

山形7期地圖



## 山形7期地区 活性化区域図



(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート

計画主体名	真室川町		
計画期間 実施期間	H27～H31 H27	総事業費(交付金)	5,000千円(2,750千円)

1 計画全体について (地形図作成:真室川北部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成23年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、真室川町農業振興地域整備計画及び真室川町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	真室川町を中心に、農業水利施設の維持管理を行いながら受益地内の調整を担う地元推進組織(北部地区基盤整備事業組合)が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、人・農地プランの作成や地元検討会には女性も参加するなど受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、真室川町をはじめ、北部地区基盤整備事業組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に、区画整理事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動、合意形成を行う必要があることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 2,750千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 5,000千円×55% = 2,750千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

(地形図作成:真室川北部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:真室川町 受益面積:117.1ha(>5ha) 平成30年度内に農地整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積117.1haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、真室川町が地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	真室川町では一般競争入札を実施しておらず、指名競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート

計画主体名	真室川町		
計画期間 実施期間	H27～H31 H28	総事業費(交付金)	4,000千円(2,200千円)

1 計画全体について (農用地等集団化:真室川北部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。また、真室川町農業振興地域整備計画及び真室川町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	真室川町を中心に、農業水利施設の維持管理を行なながら受益地内の調整を担う地元推進組織(北部地区基盤整備事業組合)が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、人・農地プランの作成や地元検討会には女性も参加するなど受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、真室川町をはじめ、北部地区基盤整備事業組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 2,200千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 4,000千円×55% = 2,200千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (農用地等集団化:真室川北部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:真室川町 受益面積:117.1ha(>5ha) 平成30年度内に農地整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積117.1haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、真室川町が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助を要するなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート

計画主体名	真室川町		
計画期間 実施期間	H27～H31 <del>H27～H28</del> H27	総事業費(交付金)	11,000千円(6,050千円)

1 計画全体について (小規模農林地等保全整備(農業用排水施設):谷口沢地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区の主水源であるため池は造成後相当年が経過し、老朽化が進んでいるほか、下流水路は狭小な素掘り水路であり、豪雨時の山地排水の流入による溢水被害や水路崩壊など、施設の維持管理に多大な労力を費やし、耕作放棄地の増加のほか、安定した農業用水の確保や持続的な営農が難しい状況となっている。このため、ため池下流用排水施設整備を行い、効率的な用水確保と維持管理負担の軽減を図ることにより、農業後継者の確保や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、真室川町農業振興地域整備計画及び真室川町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	真室川町を中心に、農業水利施設の維持管理を行なながら受益地内の調整を担う谷口沢ため池組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、人・農地プランの作成や地元検討会には女性も参加するなど受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、真室川町をはじめ、谷口沢ため池組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	農業用排水施設の整備により、用水の安定確保と施設の維持管理負担の軽減が図られ、受益地及び地位内の農業従事者の維持が図られる。 本地区的事業内容は、L=600mの用排水路の整備であり、山地排水の流入による溢水被害の未然防止や安定した用水機能の確保に伴い、農業生産による耕作放棄地の増加防止と農業従事者の維持が図られ、目標との整合は図られる。
計画期間・実施期間は適切か。	適	(2) 農業用排水施設の改修整備を行う地区であり、事業期間1ヵ年を想定し、農業用水の安定供給や維持管理の負担軽減など、持続的な農業経営を図るためにには、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 6,050千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 11,000千円×55% = 6,050千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (小規模農林地等保全整備(農業用用排水施設):谷口沢地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(用排水路)の耐用年数は30年であり、要件5年以上の施設である。 「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について(平成19年3月28日18農振第1598号 農村振興局企画部長)」の用排水路コンクリート二次製品を適用
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、農業用用排水施設の整備を行うことにより、効率的な用水確保と維持管理負担の軽減が図られ、農業生産による耕作放棄地の増加防止など、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:素掘り水路の工事など、農業用用排水施設の整備であり、真室川町の農業振興計画に即した事業内容である。 事業主体:真室川町 受益面積:6.0ha(団体営級:受益面積100ha未満)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	真室川町が事業主体であり、個人に対する交付ではない。また、農業用用排水施設以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近傍地区(農業基盤整備「真室川地区」)の施工実績、利用状況その事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	谷口沢ため池組合が管理する農業用用排水施設の改修整備であり、受益面積6.0haの水田にかんがいする施設である
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設の整備計画にあたり、水路断面やルートなど経済性や合理性を総合的に判断し、環境配慮も行いながら地域一体となった農業基盤整備の条件整備を検討している。

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、水路断面や構造、施工計画、地域発生資材の再生碎石の活用など、必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定箇所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は既存の農業用排水路の改修整備であり、現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を敷設するため、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を敷設する事業であり、既存施設用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	-	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	-	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、真室川町と谷口沢ため池組合、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	真室川町では一般競争入札を実施しておらず、指名競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である真室川町と谷口沢ため池組合が施設の予定管理者の協議を行い、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事 前 点 檢 シ ー ト

計画主体名	野川土地改良区		
計画期間 実施期間	H27 ~ H31 H27	総事業費(交付金)	6,400 千円( 3,520千円 )

## 1 計画全体について

(地形図作成:成田地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、施設の老朽化や耕作地が分散していることもあり、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、長井市農業振興地域整備計画及び長井市水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	野川土地改良区を中心に左岸第一維持管理会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、野川土地改良区をはじめ、左岸第一維持管理会が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に区画整理事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動や合意形成を行う必要があることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費 × 交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 6,400千円 交付限度額(事業費 × 交付額算定交付率) = 6,400千円 × 55% = 3,520千円  交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

(地形図作成:成田地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:野川土地改良区 受益面積:186.0ha(>5ha) 平成30年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積186.0aを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、野川土地改良区が地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

## 地形図(成田)

項目		判断基準
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組みがなされているか	一	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	一	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	一	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	一	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	一	該当なし

項目		判断基準
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争力のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付附さない場合は、理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート

計画主体名	野川土地改良区		
計画期間 実施期間	H27～H31 H27	総事業費(交付金)	6,600千円(3,630千円)

## 1 計画全体について (農用地等集団化:成田地区)

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に行われているが、施設の老朽化や耕作地が分散していることもあり、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、長井市農業振興地域整備計画及び長井市水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	野川土地改良区を中心に左岸第一維持管理会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、野川土地改良区をはじめ、左岸第一維持管理会が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 3,630千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 6,600千円 × 55% = 3,630千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (農用地等集団化:成田地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。

増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:野川土地改良区 受益面積:186.0ha(>5ha) 平成30年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積186.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、野川土地改良区が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目		判断基準
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組みがなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。

建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	一	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	一	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	一	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	一	該当なし
項目		判断基準
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	一	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	一	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	一	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	一	該当なし

事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争力のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付附さない場合は、理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助をするなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート

計画主体名	野川土地改良区		
計画期間 実施期間	H27～H31 H27	総事業費(交付金)	7,500千円(4,125千円)

1 計画全体について (地形図作成:草岡地区)

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、施設の老朽化や耕作地が分散していることもあり、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、長井市農業振興地域整備計画及び長井市水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	野川土地改良区を中心に左岸第一維持管理会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、野川土地改良区をはじめ、左岸第一維持管理会が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に区画整理事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動や合意形成を行う必要があることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 7,500千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 7,500千円 × 55% = 4,125千円  交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

(地形図作成:草岡地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:野川土地改良区 受益面積:220.0ha(>5ha) 平成30年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積220.0aを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、野川土地改良区が地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目		判断基準
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組みがなされているか	一	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	一	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	一	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	一	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	一	該当なし

項目		判断基準
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争力のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付附さない場合は、理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事 前 点 檢 シ ー ト

計画主体名	野川土地改良区		
計画期間	H27～H31	総事業費(交付金)	7,800千円( 4,290千円 )
実施期間	H28		

## 1 計画全体について (農用地等集団化:草岡地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、施設の老朽化や耕作地が分散していることもあり、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまとがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、長井市農業振興地域整備計画及び長井市水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	野川土地改良区を中心に左岸第一維持管理会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、野川土地改良区をはじめ、左岸第一維持管理会が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 4,290千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 7,800千円 × 55% = 4,290千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

(農用地等集団化:草岡地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:野川土地改良区 受益面積:220.0ha(>5ha) 平成30年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積220.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、野川土地改良区が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目		判断基準
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組みがなされているか	一	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	一	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	一	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	一	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	一	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	一	該当なし

項目		判断基準
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争力のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付附さない場合は、理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助を要するなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート

計画主体名	遊佐町		
計画期間	H27～H31	総事業費(交付金)	34,900千円 (19,195千円)
実施期間	H27～H28		

1 計画全体について (基盤整備(農業用用排水施設):月光川地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区の主水源であるため池は造成後相当年が経過し、老朽化が進んでいるほか、下流水路は狭小な素掘り水路であり、豪雨時の山地排水の流入による溢水被害や水路崩壊など、施設の維持管理に多大な労力を費やし、耕作放棄地の増加のほか、安定した農業用水の確保や持続的な営農が難しい状況となっている。このため、ため池下流用排水施設整備を行い、効率的な用水確保と維持管理負担の軽減を図ることにより、農業後継者の確保や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、遊佐町農業振興地域整備計画及び遊佐町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	農業水利施設の維持管理を行なながら受益地内の調整を担う <b>月光川土地改良区</b> が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、人・農地プランの作成や地元検討会には女性も参加するなど受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、 <b>遊佐町</b> をはじめ、 <b>月光川土地改良区</b> が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	基幹・支線用水路の改修整備により、用水の安定確保と施設の維持管理負担の軽減が図られ、受益地及び地位内の農業従事者の維持が図られる。 本地区的事業内容は、幹線・支線用水路の管水路付帯施設の改修整備であり、腐食や破損による施設機能障害の事前整備による安定した用水機能の確保と持続的な農業生産に伴い、農業従事者の維持が図られ、目標との整合は図られる。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農業用用排水施設の改修整備を行う地区であり、事業期間2ヵ年を想定し、農業用水の安定供給や維持管理の負担軽減など、持続的な農業経営を図るためにには、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 3,950千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)=7,182千円×55% = 3,950千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

(基盤整備(農業用用排水施設):月光川地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(用排水路)の耐用年数は20~40年であり、要件5年以上の施設である。 「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について(平成19年3月28日18農振第1598号 農村振興局企画部長)」の用排水路(管路)を適用
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。 土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針(平成19年3月28日付け18農振第1596号農林水産省農村振興局長通知)に基づき算出。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、農業用用排水施設の整備を行うことにより、効率的な用水確保と維持管理負担の軽減が図られ、農業生産による耕作放棄地の増加防止など、事業による効果の発現は確実に見込まれる。 投資効率=1.09≥1.0
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:土地改良事業により造成された幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持であり、実施要領に即した事業内容である。 事業主体:月光川土地改良区 受益面積:1,688.0ha(受益面積の合計がおおむね5.0ha以上)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	月光川土地改良区が事業主体であり、個人に対する交付ではない。また、農業用用排水施設以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	これまでの改修実績や近傍地区の施工実績、利用状況その事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	月光川土地改良区が管理する基幹・支線用水路(管水路)の附帯施設を基本とした改修整備であり、受益面積1,688haの水田にかんがいする施設である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設の整備計画にあたり、水路断面やルートなど経済性や合理性を総合的に判断し、環境配慮も行いながら地域一体となった農業基盤整備の条件整備を検討している。

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、規格・構造、施工計画、見積もりの活用など、必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定箇所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は既存の基幹・支線用水路や附帯施設の改修整備であり、現況の管水路付帯施設として、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	現況の基幹・支線水路や附帯施設の改修整備であり、既存施設用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	-	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	-	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、月光川土地改良区、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	月光川土地改良区では一般競争入札を実施しておらず、指名競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である月光川土地改良区は、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事 前 点 檢 シ ー ト

計画主体名	遊佐町		
計画期間 実施期間	H27～H31 H28	総事業費(交付金)	3,700千円(2,035千円)

1 計画全体について (地形図作成：杉沢前田地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、遊佐町農業振興地域整備計画及び遊佐町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	遊佐町月光川土地改良区を中心に、農業水利施設の維持管理を行なながら受益地内の調整を担う <b>地元推進組織(杉沢前田地区推進協議会)</b> が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、人・農地プランの作成や地元検討会には女性も参加するなど受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、遊佐町や月光川土地改良区をはじめ、 <b>杉沢前田地区推進協議会</b> が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に、区画整理事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動、合意形成を行う必要があることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 2,035千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 3,700千円 × 55% = 2,035千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

(地形図作成：杉沢前田地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:月光川土地改良区 受益面積:44.0ha(>5ha) 平成30年度内に農地整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積44.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、月光川土地改良区が地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	月光川土地改良区では一般競争入札を実施しておらず、指名競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事 前 点 檢 シ ー ト

計画主体名	遊佐町		
計画期間	H27～H31	総事業費(交付金)	2,400千円(1,320千円)
実施期間	H29		

1 計画全体について (農用地等集団化：杉沢前田地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、遊佐町農業振興地域整備計画及び遊佐町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	遊佐町月光川土地改良区を中心に、農業水利施設の維持管理を行なながら受益地内の調整を担う <b>地元推進組織(杉沢前田地区推進協議会)</b> が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、人・農地プランの作成や地元検討会には女性も参加するなど受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、月光川土地改良区をはじめ、 <b>杉沢前田地区推進協議会</b> が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 1,320千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 2,400千円×55% = 1,320千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (農用地等集団化 : 杉沢前田地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:月光川土地改良区 受益面積:44.0ha(>5ha) 平成30年度内に農地整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積44.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、遊佐町が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助を要するなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート

計画主体名	遊佐町		
計画期間 実施期間	H27～H31 H29	総事業費(交付金)	5,900千円(3,245千円)

1 計画全体について (地形図作成: 当山・畑地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、遊佐町農業振興地域整備計画及び遊佐町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。  活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	遊佐町月光川土地改良区を中心に、農業水利施設の維持管理を行なながら受益地内の調整を担う <b>地元推進組織(当山・畑地区推進協議会)</b> が主導となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、人・農地プランの作成や地元検討会には女性も参加するなど受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、遊佐町や月光川土地改良区をはじめ、 <b>当山・畑地区推進協議会</b> が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に、区画整理事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動、合意形成を行う必要があることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 3,245千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 5,900千円×55% = 3,245千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

(地形図作成 : 当山・畑地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:月光川土地改良区 受益面積: <b>106.0ha</b> (>5ha) 平成31年度内に農地整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積 <b>106.0ha</b> を対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、月光川土地改良区が地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区的入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m <sup>2</sup> 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m <sup>2</sup> 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	月光川土地改良区では一般競争入札を実施しておらず、指名競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。